

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（平成27年2月20日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付けで「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり27年漁期TAC設定（すけとうだら及びするめいか）及び26年漁期TAC改定（ずわいがに）等を行う。

1 27年漁期TACの設定

すけとうだら及びするめいかについて、27年漁期TACの設定を行う。

（単位：トン）

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	27年
すけとうだら	平成27年4月～ 平成28年3月	257,400 (257,000)
するめいか	平成27年4月～ 平成28年3月	425,000 (301,000)

（ ）内は、前年当初の数量

※まあじ、まいわしについては、26年11月に設定済み。

さんま、まさば及びごまさば、ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

2 26年漁期TACの大臣管理量及び知事管理量の改定

ずわいがにについて、日本海西部（A海域）のTAC留保分（259トン）を、大臣管理量と知事管理量に配分する。

（単位：トン）

	現 行	変 更 後
TAC	4,961	4,961
うち 留保分（A海域）	259	0
うち 大臣管理量	3,355	3,445
うち A海域	2,768	2,858
うち 富山県	28	49
うち 石川県	352	430
うち 福井県	208	278